

じん けん しん がい

# インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、匿名性や情報発信の容易さから、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などで個人の名前やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。個人の名前やプライバシーに関する理解を深め、インターネットを正しく利用し、インターネットによる人権侵害をなくすことが必要です。

## ●インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)

## インターネットと人権

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できることなどから、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も数多く発生しています。

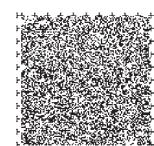
使い方を誤ると、人の心を傷つけることにもなり、使い方次第で、「加害者」にも「被害者」にもなるおそれがあります。

インターネット上で情報を発信する場合は、差別的な内容を書き込まない、暴力的な言葉を使わない、根拠のないわざ話を載せない、他人の個人情報を無断で載せないなど、お互いの人権を尊重することを忘れず、配慮を持って利用しましょう。

## ●インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



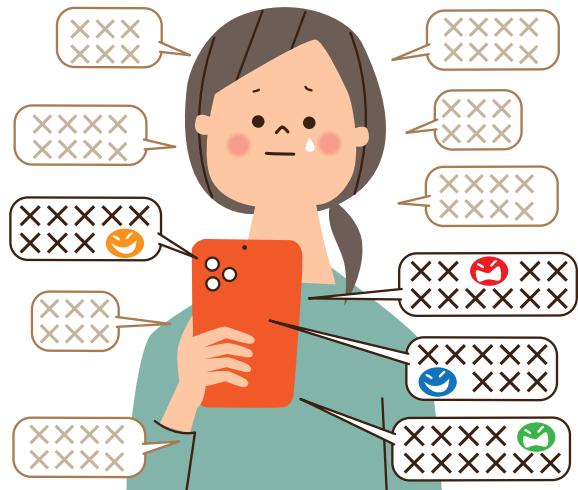
資料：令和3(2021)年度版「人権の擁護」  
(法務省人権関係広報資料)から引用



# ひがいあ もし被害に遭ってしまったら

インターネット上で自分の名譽を傷つける内容が載っていたり、プライバシーを侵害する書き込みがされたときは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人(発信者)の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、犯罪に巻き込まれそうな場合には、迷わず警察に相談しましょう。



## せいしょうねん りよう 青少年には、フィルタリングサービスの利用を

小学生、中学生などの青少年によるインターネット利用が増加する中、青少年が被害者や加害者となり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

有害な情報から青少年を守るために有効な手段として「フィルタリング」があります。携帯電話会社など、インターネットを運営する事業者は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」により、フィルタリングサービスの提供を義務付けられています。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族でよく相談し、青少年の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか確認することが大切です。

また、インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から家族や友だちと話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。

